

山梨県警察本部訓令第7号

山梨県警察の行政文書の管理に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月24日

山梨県警察本部長 伊藤 隆 行

山梨県警察の行政文書の管理に関する訓令

山梨県警察の行政文書の管理に関する訓令（平成13年山梨県警察本部訓令第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の日前に山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年山梨県条例第50号）附則第2条の規定による廃止前の山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例第15号）第14条第1項の規定による開示の請求があった行政文書の保存期間については、なお従前の例による。

山梨県警察の行政文書の管理に関する訓令新旧対照表

(平成13年山梨県警察本部訓令第5号)

新	旧
<p>(行政文書の保存期間等)</p> <p>第35条 行政文書の保存期間は、法令に定めがあるものを除くほか、次の区分によるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 次の各号に掲げる行政文書については、前項の保存期間の満了する日後においても、その区分に応じてそれぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 山梨県情報公開条例第5条の規定による開示請求又は<u>個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第76条第1項</u>の規定による開示の請求があったもの 当該開示の請求に係る決定の日の翌日から起算して1年間</p>	<p>(行政文書の保存期間等)</p> <p>第35条 行政文書の保存期間は、法令に定めがあるものを除くほか、次の区分によるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 次の各号に掲げる行政文書については、前項の保存期間の満了する日後においても、その区分に応じてそれぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 山梨県情報公開条例第5条の規定による開示請求又は<u>山梨県個人情報保護条例(平成17年山梨県条例第15号)第14条第1項</u>の規定による開示の請求があったもの 当該開示の請求に係る決定の日の翌日から起算して1年間</p>